

京都市告示第148号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 6年 4月30日

京都市長 松 井 孝 治

- 1 道路の種類 府 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
二条停車場嵐 山線	中京区西ノ京梅尾町22番地の7地先から	旧	メートル 107.00	メートル 8.80 ~ 12.40
	同町18番地の1地先まで	新	107.00	8.80 ~ 17.40

- 2 道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新別	延 長	敷地の幅員
三条通	中京区西ノ京梅尾町22番地の7地先から	旧	メートル 107.00	メートル 8.80 ~ 12.40
	同町18番地の1地先まで	新	107.00	8.80 ~ 17.40

(建設局土木管理部道路明示課)